

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

令和元年10月

埼玉県人事委員会

令和元年人事委員会勧告に当たって（談話）

令和元年10月23日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を446円（0.12%）下回る結果となりました。そのため、初任給をはじめ主として若年層について給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.50月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは6年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

このほか、本年は国等の状況を踏まえた地域手当等の見直しや国に準じた住居手当の改定を勧告するとともに、特殊勤務手当の見直しについて意見を申し出ました。

人事管理に関しては、人材の確保、育成及び活用のほか、総実勤務時間の縮減等の働き方改革やハラスメントの防止等の勤務環境の整備について、課題や取組の報告を行いました。

また、知事部局職員を対象に職場のハラスメントに関するアンケート調査を実施し、その結果についても報告しました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

令和元年 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の概要

令和元年10月23日
埼玉県人事委員会

【本年の給与勧告の主なポイント】

- ◎民間給与との較差 446 円 (0.12%) を解消するため、月例給を引上げ
- ◎特別給 (期末手当・勤勉手当) を引上げ (4.45 月 → 4.50 月)
- ◎住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び最高支給限度額を引上げ

1 職員給与と民間給与との比較及び改定

(1) 月例給 (平成 31 年 4 月から実施)

- 本年 4 月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較 (ラスパイレス方式)

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	(A - B) / B × 100
387,994 円	387,548 円	446 円	0.12%

- 公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定
(初任給をはじめ主として若年層について引上げ)

(2) 特別給 (令和元年 12 月から実施)

- 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の年間支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.50 月	4.45 月

- 民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を引上げ
(年間 4.45 月 → 4.50 月、引上げ分は勤勉手当に配分)

職員給与 行政職給料表適用職員 8,131 人 (新規学卒者等を除く)
平均年齢 : 42.8 歳、平均経験年数 : 20.6 年
民間給与 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の 2,273 事業所
から無作為に抽出した 487 事業所を対象として実地調査 (調査完了率 : 87.3%)

2 地域手当等の見直し (令和 2 年 4 月から実施)

- 国や他の都道府県の状況を踏まえ、地域手当の支給割合を引下げ
- 前記 1 (1) の改定後の給与水準を維持するため、給料月額額の引上げ等一定の調整
(地域手当の支給割合 10% → 8.3%、給料表の額に 1.01571 を乗じる)

3 給与制度の改正等

(1) 住居手当（令和2年4月から実施）

- 本年の人事院勧告における住居手当の改定を踏まえ、所要の改定
〔 支給対象の家賃額の下限 12,000円 → 16,000円
手 当 額 の 上 限 27,000円 → 28,000円 〕

(2) 特殊勤務手当（令和2年4月から実施）

- 変則勤務手当等について、国の支給状況等を踏まえ、支給内容の見直し等の必要な措置を講ずることが適当
〔 深夜における介護の勤務一回につき 1,100円 → 1,600円
午後7時～午前6時30分の勤務のうち、深夜以外の変則勤務手当を廃止 〕

4 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- 職員の仕事がやりがいある魅力的なものという認識が定着するよう引き続き情報発信は重要。今後は学生等のニーズにより近づけるよう、新たな広報手段等も検討
- 障害者については、採用した職員の活躍を推進するため、サポート体制の整備等を進めていくことが必要

(2) 総実勤務時間の縮減

- 職員の時間外勤務の状況及び時間外勤務管理制度の運用が働き方改革の趣旨に沿って適切になされているかについて実態を把握し、必要な働きかけを行う
- 教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、心身共に健康な状態で本来の教育活動に専念できるよう教職員が担うべき業務の明確化と削減、業務改善等を進めていくことが必要

(3) ハラスメントの防止

- ハラスメントは職員の人格や尊厳を傷つけ、心身の健康に支障を及ぼすだけでなく、職場全体の士気や生産性を低下させるものであり、その防止は重要
- ハラスメントでは被害者と加害者の認識にズレがあり、「加害」の意識がないままハラスメント行為を行ってしまうケースがある。職員一人一人が、個々人の認識の違いがハラスメントのリスク要因となることを理解することが重要

◆ 知事部局職員を対象に行ったアンケート調査(ハラスメントのない職場づくりについてのアンケート)の結果についても報告

- あいさつや仕事の進め方などのコミュニケーションにおいては、肯定的な回答が多く、おおむね良好な職場環境であることがうかがえた。
- 職場環境及びハラスメント防止対策などに関する多くの設問において、職位や年代によって認識の違いが見られた。



人委第425号

令和元年10月23日

埼玉県議会議長 神尾高善様

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県人事委員会

委員長 武笠正男

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告し、別紙第3のとおり意見を申し出ます。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第4のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
I 公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	2
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 物価及び生計費	
イ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 月例給	
(2) 特別給	
4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況	6
5 本年の給与改定	6
(1) 給与改定の基本方針	
(2) 給与改定の内容	
ア 給料表	
イ 期末手当・勤勉手当	
II 地域手当等の見直し	
1 地域手当	8
2 給料表	8
3 諸手当等	8
III 給与制度の改正等	
1 住居手当	9

2	特殊勤務手当	9
3	人事評価の給与への反映	9
4	教育職員の給与	10
IV	勧告実施の要請	10
	別紙第2 勧告	11
	別紙第3 意見	46
	別紙第4 人事管理に関する報告（意見）	
I	はじめに	48
II	主な課題と具体的方向	
1	人材の確保、育成及び活用	49
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
	(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底	
	(4) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり	
	(5) 高齢層職員の能力及び経験の活用	
	(6) 臨時・非常勤職員制度に係る法改正への対応	
2	働き方改革と勤務環境の整備等	53
	(1) 総実勤務時間の縮減	
	ア 時間外勤務の縮減	
	イ 休暇の取得	
	ウ 教職員の働き方改革	
	(2) 仕事と生活の両立支援の推進	
	(3) 心身の健康管理	
	(4) ハラスメントの防止	
	(5) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底	
◆	「ハラスメントのない職場づくりについてのアンケート」調査結果	59

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告、勧告及び意見の申出を行うものである。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「平成31年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比218人減の53,967人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒78.1%、短大卒6.7%、高校卒15.2%、中学卒0.0%となっており、性別人員構成比は男性60.2%、女性39.8%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,131人であり、平均年齢は42.8歳、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は387,548円となっている。

(参考資料第2表)

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は40.0歳、平均給与月額は399,140円となっている。

(参考資料第3表)

2 民間給与等の調査

(1) 最近の経済情勢等

ア 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて0.8%上昇している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ145,270円、190,840円及び236,380円となっている。また、「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、125,690円となっている。

(参考資料第22表・第23表)

イ 雇用情勢

「労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.48倍（昨年1.50倍）、2.43倍（同2.33倍）となっている。

有効求人数、新規求人数は、前年同月比でそれぞれ0.2%、4.7%増加している。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,273（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した487の事業所について実地調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員、医師等の職種の合計76職種、18,393人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた

給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、87.3%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で26.3%、高校卒で12.4%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で30.8%（昨年33.6%）、高校卒で34.2%（同48.9%）となっており、昨年と比べてそれぞれ2.8ポイント、14.7ポイント減少している。

(参考資料第13表)

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については36.3%（昨年40.4%）、管理職（課長級）については27.5%（同32.7%）となっており、昨年と比べてそれぞれ4.1ポイント、5.2ポイント減少している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については92.7%（昨年93.6%）、管理職（課長級）については82.1%（同84.6%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額

した事業所の割合は、それぞれ26.7%（昨年23.9%）、21.3%（同20.0%）となっている。

（参考資料第14表・第15表）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均446円（0.12%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$\frac{A - B}{B} \times 100$
387,994円	387,548円	446円	0.12%

（注）民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月）が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

（参考資料第19表）

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4. 50月	4. 45月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、6年連続で月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、初任給をはじめ30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げるとともに、特別給についても、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げることとしている。

(参考資料第21表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を446円(0.12%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額の改定を行うこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、初任給をはじめ主として若年層について引上げ改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、支給月数を0.05月分引き上げる。支給月数の引上げ分については、勤勉手当に割り振ることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

II 地域手当等の見直し

国や他の都道府県の状況を踏まえ、地域手当の支給割合を見直すとともに、民間給与との均衡が図られた本年の給与改定後の給与水準を基準に、給料月額等に一定の調整を行う。これらの見直しは、令和2年4月1日から実施する。

1 地域手当

国や他の都道府県の状況を踏まえ、支給割合を引き下げる。

引下げ後の支給割合については、次表に示すとおりとする。（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）

職 員	支給割合
埼玉県の区域に在勤する職員	8.3%
東京都の特別区の存する地域に在勤する職員	11.3%

あわせて、地域手当の算定にあたっては、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当それぞれの月額合計額に一定の調整を行う。（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）

2 給料表

前記1による地域手当の引下げを踏まえ、給料月額は本年の改定を行った後の給料表の額に100分の101.571を乗じて得た額とする。（医療職給料表（1）を除く。）

3 諸手当等

次の手当等の算定の基礎となる給料月額は、前記2による見直し前の額とする。

(1) 給料の調整額

(2) 期末手当・勤勉手当（管理又は監督の地位にある職員に加算する額に限

る。)

(3) 農林業普及指導手当

Ⅲ 給与制度の改正等

1 住居手当

本年の人事院勧告における住居手当の改定を踏まえ、本県においても国に準じた所要の改定を行う。

2 特殊勤務手当

国においては、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる介護等の業務に従事したときに支給される夜間特殊業務手当について、本年4月から手当額の引上げを行った。

本県においても、国の改正内容等を踏まえ、国と同様の業務に従事する職員の変則勤務手当について必要な措置を講ずることが適当である。

また、変則勤務手当及び正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に支給する警察業務手当について、国の支給状況等を踏まえ、支給内容の見直し等の必要な措置を講ずることが適当である。

3 人事評価の給与への反映

適正な評価に基づき、職員の能力や実績を給与に反映させていくことは、個々の職員が高い士気を確保しつつ、公務能率を増進していくために必要である。

本県においては、平成28年4月から改正地方公務員法が施行されたことを踏まえ、人事評価の給与への反映を進めてきた。

今後も再任用職員等を含めた職員に対する人事評価の的確な給与への反映をより徹底し、適切な運用を図っていくことが必要である。

4 教育職員の給与

教育職員の給与については、本県ではこれまで国の方針を踏まえつつ、本県の実情に応じて適宜見直しを行ってきた。

国においては、昨年策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、本年度から教員特殊業務手当に関する予算上の見直しを行ったところである。

本県においても、教育職員の給与の適切な見直しを速やかに進めていく必要がある。

IV 勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するため、月例給及び特別給を引き上げるほか、地域手当等の見直しや住居手当の改定を行う内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。あわせて、別紙第3の意見について必要な措置をとられるよう要請する。

別紙第2

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

地域手当について、次のとおり改めること。（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）

(ア) 埼玉県の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額は、給料月額及び教職調整額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当それぞれの月額の合計額に8.3分の10を乗じて得た額との合計額に100分の8.3を乗じて得た額とする。

(イ) 人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する地域手当の月額は、給料月額及び教職調整額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当それぞれの月額の合計額に11.3分の13を乗じて得た額との合計額に100分の11.3を乗じて得た額とする。

イ 住居手当について

(ア) 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 基礎額

期末手当及び勤勉手当において、管理又は監督の地位にある職員に加算する額の算定の基礎となる給料月額は、別記第1の給料表の備考2を適用しない額とすること。

(イ) 令和元年12月期の支給割合

a b以外の職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

(ウ) 令和2年6月期以降の支給割合

a b以外の職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員（再任用職員及び再任用学校職員を除く。）

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

エ 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額は、別記第1の給料表の備考2を適用しない額とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 期末手当について

(ア) 基礎額

期末手当において、管理又は監督の地位にある職員に加算する額の算定の基礎となる給料月額は、別記第2の給料表の備考を適用しない額とすること。

(イ) 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

(ウ) 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

イ 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額は、別記第2の給料表の備考を適用しない額とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 特定任期付職員の期末手当について

(ア) 基礎額

期末手当において、管理又は監督の地位にある職員に加算する額の算定の基礎となる給料月額は、別記第3の給料表の備考を適用しない額とすること。

(イ) 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

(ウ) 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

イ 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額は、別記第3の給料表の備考を適用しない額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のアの(イ)及び3の(2)のアの(イ)については令和元年12月1日から、1の(2)のア、イ、ウの(ア)及び(ウ)並びにエ、2の(2)のアの(ア)及び(ウ)並びにイ、3の(2)のアの(ア)及び(ウ)並びにイ、別記第1の給料表の備考2（学校栄養職給料表及び事務職給料表は備考）並びに別記第2及び別記第3の給料表の備考については令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住

居手当を支給されていた職員であって、1の(2)のイの改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700			442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000			443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300			443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600			443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900			444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200			444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500			444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	406,400			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	408,500			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額							
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200					
	95	301,700	325,600	352,100	384,800					
	96	303,000	326,900	353,600	385,300					
	97	304,100	328,100	354,900	385,700					
	98	305,300	329,400	356,100	386,100					
	99	306,500	330,700	357,200	386,700					
	100	307,700	332,000	358,400	387,200					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	308,900	333,400	359,500	387,600					
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600	439,900	
	75	264,700	319,700	389,200	440,400	
	76	265,700	320,800	389,900	440,900	
	77	266,800	321,900	390,600	441,400	
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任用職員以外の職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200			
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500			
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800			
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000			
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900				
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600				
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200				
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600				
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100				
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600				
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100				
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700				
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200				
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

ハ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96	283,800	316,300	349,700	367,100			
	97	284,400	317,000	350,100	367,700			
	98	285,200	317,300	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			
	104	289,900	320,800	353,200	371,200			
	105	290,600	321,200	353,500	371,800			
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700				
	115	294,100	325,300	358,200				
	116	294,400	325,600	358,600				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	117	294,700	325,800	359,000				
	118	295,000	326,100	359,400				
	119	295,300	326,500	359,900				
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	474,000
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	474,700
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	475,400
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	476,000
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	476,700
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	477,400
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	478,100
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	478,700
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	479,400
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	480,100
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	480,800
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	481,400
	50	246,600	309,600	369,600	418,100	482,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	482,800
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	483,500
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	484,100
	54	251,600	318,300	377,100	424,400	484,800
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	485,500
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	486,200

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	57	円 255,300	円 324,200	円 382,100	円 429,100	円 486,800
	58	256,300	326,300	383,700	430,600	487,500
	59	257,400	328,400	385,400	431,800	488,200
	60	258,600	330,400	387,100	433,000	488,900
	61	259,900	332,500	388,300	434,200	489,500
	62	260,900	334,600	389,700	435,500	
	63	262,300	336,800	391,100	436,800	
	64	263,400	339,000	392,400	438,000	
	65	264,700	340,700	393,800	439,200	
	66	266,100	342,900	395,000	440,400	
	67	267,500	344,900	396,400	441,600	
	68	269,100	347,100	397,800	442,800	
	69	270,500	348,900	399,100	444,000	
	70	271,800	350,800	400,400	445,200	
	71	273,100	352,800	401,800	446,400	
	72	274,400	354,800	403,100	447,600	
	73	275,500	356,400	404,400	448,700	
	74	276,700	358,300	405,800	449,300	
	75	278,000	360,100	407,200	449,800	
	76	279,000	362,000	408,500	450,300	
	77	280,200	363,800	409,700	450,800	
	78	281,400	365,500	410,900	451,400	
	79	282,600	367,200	412,200	451,900	
	80	283,800	368,800	413,600	452,400	
	81	284,900	370,300	414,900	452,900	
	82	286,100	371,800	416,100	453,500	
	83	287,300	373,300	417,100	454,000	
	84	288,500	374,700	418,300	454,500	
	85	289,500	375,800	419,500	455,000	
	86	290,600	377,200	420,700	455,600	
	87	291,600	378,600	421,900	456,100	
	88	292,800	379,900	422,900	456,600	
	89	293,900	381,200	424,000	457,100	
	90	295,000	382,500	425,000	457,700	
	91	296,200	383,700	426,000	458,200	
	92	297,400	385,000	427,000	458,700	
	93	297,900	386,300	427,900	459,200	
	94	298,900	387,400	428,700	459,800	
	95	300,000	388,700	429,500	460,300	
	96	301,200	389,900	430,300	460,800	
	97	302,200	391,300	431,100	461,300	
	98	303,300	392,300	431,500	461,900	
	99	304,300	393,400	431,900	462,400	
	100	305,400	394,400	432,300	462,900	
	101	306,300	395,300	432,700	463,400	
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200			
107	311,800	401,000	434,500			
108	312,600	401,900	434,700			
109	313,500	402,700	434,900			
110	313,900	403,600	435,200			
111	314,300	404,400	435,500			
112	314,800	405,200	435,700			
113	315,400	405,800	435,900			
114	315,800	406,500	436,200			
115	316,300	407,200	436,500			
116	316,800	407,900	436,700			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	317,400	408,500	436,900		
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 学校職 員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

ロ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
	64	262,300	314,100	384,600	404,900	
	65	263,300	316,300	385,500	406,100	
	66	264,700	318,300	386,700	407,200	
	67	265,800	320,300	387,700	408,400	
	68	267,100	322,300	388,800	409,500	
	69	268,700	324,200	390,000	410,500	
	70	270,200	326,300	391,000	411,700	
	71	271,500	328,400	392,100	412,900	
	72	272,900	330,400	393,300	414,100	
	73	273,900	332,500	394,300	414,700	
	74	274,900	334,600	395,400	415,500	
	75	276,100	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	
	89	290,800	360,000	408,000	421,300	
	90	291,700	361,300	408,700	421,600	
	91	292,600	362,700	409,200	421,900	
	92	293,400	364,100	409,900	422,100	
	93	293,700	365,600	410,300	422,300	
	94	294,400	366,900	410,700	422,600	
	95	295,100	368,200	411,000	422,900	
	96	295,900	369,400	411,300	423,100	
	97	296,700	370,400	411,600	423,300	
	98	297,500	371,400	411,900	423,600	
	99	298,300	372,400	412,200	423,900	
	100	299,000	373,400	412,400	424,100	
	101	299,900	374,300	412,600	424,300	
	102	300,400	375,300	412,900	424,600	
	103	300,900	376,300	413,200	424,900	
	104	301,400	377,300	413,400	425,100	
	105	301,600	378,100	413,600	425,300	
	106	302,000	379,000	413,900	425,600	
	107	302,300	379,900	414,200	425,900	
	108	302,500	380,900	414,400	426,100	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	109	302,700	381,700	414,600	426,300	
	110	302,900	382,700	414,900	426,600	
	111	303,200	383,700	415,200	426,900	
	112	303,500	384,700	415,400	427,100	
	113	303,700	385,300	415,600	427,300	
	114	303,900	386,200	415,900	427,600	
	115	304,100	387,100	416,200	427,900	
	116	304,400	388,000	416,400	428,100	
	117	304,700	388,800	416,600	428,300	
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用 学校職 員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
再任用 学校職員 以外 の学校 職員	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用 学校職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職員 以外の 学校 職員		円	円	円	円	円	円
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94		294,900	342,600			
	95		295,200	343,100			
	96		295,600	343,500			
	97		295,800	343,700			
	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用 学校職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

別紙第 3

意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第 5 号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

(1) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる介護等の業務に従事したときに支給する変則勤務手当について、次に掲げる額とすること。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,600円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額

(ア) 深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 1,060円

(イ) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 600円

(2) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務（(1)の業務を除く。）に従事したときに支給する変則勤務手当及び警察業務手当について、次に掲げる額とすること。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,100円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額

(ア) 深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 730円

(イ) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 410円

- (3) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後7時後翌日の午前6時30分前において行われる業務（(1)及び(2)の業務を除く。）に従事したときに支給する変則勤務手当について、廃止すること。

2 実施時期

令和2年4月1日から実施すること。

人事管理に関する報告（意見）

I はじめに

急速な高齢化や生産年齢人口の減少など、本県は今まで経験したことのない社会の大きな変化に直面しており、県政の課題は一層高度化・複雑化してきている。

こうした中、県民にとって価値があり満足度の高いサービスを提供するためには、組織として変化に対応できるスピードと柔軟性を持つことが重要である。あわせて、県政を支える全ての職員が知識や専門性、職務遂行能力等を向上させ、持てる力を最大限に発揮して、職務に取り組んでいかなければならない。

今後想定される S o c i e t y 5.0 時代の到来は、I o T（Internet of Things）や A I（人工知能）等の先端技術の活用をはじめ、ビジネスモデル、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、社会のシステム全体に変革をもたらすものであり、県における働き方にも大きな影響を与えるものと予想される。こうした新たな動きに対応し、職員が意欲とやりがいを持って働くには、安心して働くことができる環境の整備がますます重要となる。

本年 4 月には働き方改革関連法が施行され、社会全体で従来の働き方を見直す動きが広がっている。県においても長時間労働の是正や働きやすい職場環境の整備などの働き方改革における実効性ある取組が喫緊の課題となっている。

本委員会においても、働きやすい職場環境についての職員の意識や職場の実態を把握するため、本年 8 月、「ハラスメントのない職場づくりについて」をテーマに、知事部局職員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を報告している。

こうした状況を踏まえ、本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について次のとおり報告し、意見を述べるものである。

Ⅱ 主な課題と具体的方向

1 人材の確保、育成及び活用

(1) 人材の確保

県民に質の高いサービスを提供するためには、県民視点に立って変革を先取りし成果を上げることのできる有為で多様な人材を確保していく必要がある。本県では、今後も毎年一定数の職員を確保していく必要がある中、若年人口の減少、民間の高い採用意欲等を背景に、このような人材の確保に当たっては引き続き厳しい状況に置かれている。今後は、国内における雇用の流動化や就職協定の廃止等を踏まえ、国や民間の採用動向の変化についても注視していく必要がある。

本委員会では、仕事紹介セミナーをはじめ様々な場において広く本県の仕事の魅力等を発信してきた。職員採用試験受験者数の増加や試験合格後の辞退者数の減少を図るため、本県職員の仕事がやりがいのある魅力的なものであるという認識が定着するよう引き続き情報発信していくことは重要である。今後は、学生等のニーズにより近づけるよう、新たな広報手段などについても検討していく。

任命権者においても、人材確保が困難な職種等を中心に、受験者の確保に向け本県職員の仕事の魅力を積極的に発信していくなど、必要な人材を確実に採用するための取組を進める必要がある。

また、本委員会では、多様な人材を確保するため、これまで民間企業等職務経験者試験や新方式試験など新たな試験の導入を進めてきた。厳しい採用状況の中で必要な人材を安定的に確保していくためには、従来の試験や近年導入した試験等の検証を進めるとともに、受験者数を確保しつつ受験者の能力を見極めることができるよう、試験制度のあり方を検討していく必要がある。

障害者を対象とした職員採用選考については、精神障害者や知的障害者を対象に加えるなど門戸の拡大を進めているが、今後は、採用した職員の

活躍を推進するために、サポート体制の整備等についても進めていく必要がある。

今後想定される定年の引上げの動きも見据えながら、任命権者においては、中長期的な視点に基づいた計画的な採用に努める必要がある。

(2) 人材の育成

急速に変化する社会環境や多様・複雑化する様々な県民ニーズに的確に対応していくためには、職員一人一人が県民の視点に立って県政の課題を解決することのできる能力を高めていくことが不可欠である。

このため、職場の上司・先輩からの指導・助言や、彩の国さいたま人づくり広域連合による職員研修、国や民間企業等の外部への派遣研修を行うとともに、計画的な人事異動を行うことなどにより、県政の課題を解決し、成果を上げることができる人材を育成していくことが必要である。

また、職員が将来の目指すべき姿やその実現のために身につけたい能力・経験等について、主体的にキャリアプランを考える機会を提供し、その実現に向けた支援等を行い、意欲や能力の向上を更に促すマネジメントを実行することが重要である。

加えて、本県では、40歳前後の職員が少ない職員構成となっている。こうした年齢別における職員構成の特徴を踏まえ、中長期的な視点に立った人材育成に取り組むことが求められている。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効果的・効率的な県政運営のためには、人事評価を適切に実施し、職員が職務を通じて発揮した意欲や能力、実績を的確に把握・評価することで、職員一人一人の意欲と能力の向上を図ることが重要である。

本県における人事評価は職員に定着してきているが、任命権者においては、引き続き制度運用の実情を把握し必要な改善を図るなど、人事評価の

公平性や客観性、納得性の確保に努めていくことが必要である。

また、本委員会が実施する主査級昇任試験については、受験率が低下傾向にあり、昇任意欲の向上のための取組が必要である。

本年7月に、試験対象者及び数年以内に試験対象者となる職員が、先輩役付職員から直接話を聞くことができる座談会を開催し、キャリアアップへの不安を解消する取組を行った。引き続き、より多くの職員が試験にチャレンジするよう、意欲の醸成に努めるとともに、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していく。

今後も、働き方改革、定年の引上げ等の制度改正やAI及びRPA（ロボットによる業務自動化）等の先進技術の活用などにより行政改革などの変化が見込まれるが、そうした変化に応じて適切な人事管理を行う必要がある。

(4) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

本県においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、平成28年4月に各任命権者において「特定事業主行動計画」を策定し、女性の能力を最大限に生かした積極的な登用と支援や、女性職員のキャリアアップに向けた意欲と能力の向上などを目指す取組が進められている。

任命権者においては、ワークライフバランスの推進のため、毎月第3水曜日を「ノー残業徹底デー」に設定しているほか、仕事と家庭の両立を支援する「フレックスタイム制」を導入している。また、知事部局では、職員の主体的なキャリア形成を支援するため「キャリアプランニング支援制度」を実施するとともに、通勤時間や勤務地にとらわれない働き方を推進する「サテライト勤務制度」を実施している。

さらに、「女性職員のためのステップアップ研修」などにより女性職員の意欲や能力の向上を図っている。

今後も、キャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの取組を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成し、女性職員が活躍しやすい環境・意識づくりを推進する必要がある。

(5) 高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年は、地方公務員法で国家公務員の定年を基準とすることが定められており、定年の引上げについて国の動向を注視する必要がある。

あわせて、本県においても国の制度設計や他の都道府県の動向等を踏まえ、定年の引上げに関する検討を進めていく必要がある。

また、定年の引上げを見据え、高齢層職員の知識・経験・能力を一層活用し、組織活力を維持していくためには、適切な職の配置などを検討していく必要がある。

なお、検討に当たっては新規採用者数への影響や現行の再任用制度からの円滑な移行など人事制度全体への影響にも留意することが求められる。

(6) 臨時・非常勤職員制度に係る法改正への対応

平成29年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」において、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行等を図るものとされた。

本県においては、平成31年3月に「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」が制定されるなど、制度開始に向けた準備が進められている。

引き続き、令和2年4月1日の施行に向け、改正法の趣旨を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

また、臨時的任用職員については、改正法の趣旨等を踏まえ、適切な運用を図っていく必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務の縮減

長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直しが、社会全体の重要な課題となっており、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により「労働基準法」等が改正され、本年4月から施行されている。

本県においても、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」において、職員に時間外勤務を命ずる場合の上限を定め、本年4月から施行している。

平成30年度における本県の職員一人当たりの時間外・休日勤務時間は、前年より微増し、縮減が進んでいない状況である。

今年度は、任命権者において、時間外勤務の縮減のため、新たに、終業1時間前に庁内アナウンスとともに各職員のパソコンに仕事の進捗状況の確認を促すポップアップを表示し、時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、時間外勤務が一定の時間数に達した職員及びその所属長へのメール通知により、職務が特定の職員に集中することのないよう適切な配分を図ることなどに取り組んでいる。

時間外勤務の縮減のためには、所属長等の管理職が、業務を適切に進行管理し、事務事業の削減、合理化などによる見直しを行う必要がある。

本委員会としても、職員の時間外勤務の状況及び時間外勤務管理の制度の運用が働き方改革の趣旨に沿って適切になされているかについて実態を把握し、必要な働きかけを行っていく。

また、本県では、AI及びRPA等の先進技術を活用するスマート県庁による業務の効率化に取り組んでいる。こうしたICT（情報通信技術）を活用した取組を積極的に行うなど、事務事業の更なる効率

化を推進していく必要がある。

また、各所属において業務の見直しや事務処理の改善を努力の上、なお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などにより速やかに対応する必要がある。

イ 休暇の取得

平成30年における本県の職員の年次休暇の平均使用日数は前年と同じであった。

職員が休暇を取得することによって、心身の健康の回復や家族と過ごす時間の充実などが図られるため、更に年次休暇を取得しやすい勤務環境を整備する必要がある。管理職には、職員の業務についてマネジメント能力を発揮するとともに、自ら率先して休暇を取得するなど、職員が休暇を使用しやすい環境づくりに努めることが求められる。

ウ 教職員の働き方改革

学校現場における教職員の負担軽減が全国的な課題となっており、中央教育審議会は、本年1月、学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申し、あわせて、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示された。

本県教育委員会においては、本年9月、「学校における働き方改革基本方針」を策定し、教員の在校等時間の超過勤務の上限を目標として定め、あわせて、教職員の負担軽減、健康管理の推進などの方針を定めた。

教職員の勤務実態の把握には、客観的かつ正確な在校等時間の把握が必要であるため、県立学校においてはICカードによる勤務管理システムの導入が予定されている。

学校現場において多忙化解消及び負担軽減を進め、教職員が心身共に健康な状態で本来の教育活動に専念することができるよう、教職員が担うべき業務の明確化と削減、業務改善等を進めていくことが求められる。

公立小中学校においても、教職員の働き方改革が着実に進められるよう市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援の推進

育児や介護など時間的制約を抱える職員が、効率的に仕事を進め、能力を十分に発揮して安心して働くことができる勤務環境を整備することが重要である。

本県では、育児休業や介護休暇制度などにより、仕事と生活の両立を支援してきたところである。育児休業については、男性職員の取得率の向上に向けた男性職員の意識改革を進めるとともに、管理職や周囲の職員の理解を広げることや適切に代替職員を確保するなど、男女を問わず育児休業を取得しやすい勤務環境を整備していく必要がある。

勤務形態については、勤務時間を弾力的に運用するフレックスタイム制により、育児や介護を行う職員などの仕事と生活の両立支援をしている。

また、テレワークの取組として、育児や介護を行う職員、業務の効率性及び生産性の向上が見込める職員並びに出張先から勤務公署に戻ることなく業務を行いたい職員を対象に、16か所のサテライトオフィスを設置し、職員が利用しやすい環境整備に努めている。

柔軟で多様な勤務形態は、公務能率の維持向上及び仕事と生活の両立に資するため、職員が利用しやすい制度となるよう継続的に見直していく必要がある。

(3) 心身の健康管理

職員の心身の健康を保持増進することは重要であり、任命権者は職員の健康状態を日常的に把握し、疾病の未然防止、早期発見・早期対応、職場復帰・再発予防までの適切な対策を講じていく必要がある。

本県では、休職者のうち、精神疾患を原因とする職員の割合が依然として高く、対策が必要である。ストレスチェックは、職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調の未然防止に有効な手段である。各職場においては、ストレスチェックの分析結果を活用して職場環境の改善に取り組むことが重要である。

長時間労働者の健康障害防止については「労働安全衛生法」が改正され、医師による面接相談の対象範囲が、月80時間を超える時間外勤務を行った職員にまで広がった。本県においても、対象となる職員が、確実に医師による面接相談を受けられるようにする必要がある。

また、職員が、がん等の疾患に罹患後も、働きながら治療を続けていくケースが増えていくことが予想されている。そのため、知事部局では、職員に対し「仕事と治療の両立のためのハンドブック」を作成し、疾病罹患後の両立支援について情報提供している。

今後も、県職員が治療と仕事を両立して働き続けていけるよう配慮が求められる。

(4) ハラスメントの防止

本年5月、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正等により、民間におけるパワー・ハラスメント防止対策等が定められた。

本委員会における職員からの苦情相談の状況は、いじめ、ハラスメントなど人間関係に関する相談が相談件数全体の4割（平成27年度から平成30年度までの平均）を超えている。

ハラスメントは職員の人格や尊厳を傷つけ、心身の健康に支障を及ぼすだけでなく、職場全体の士気や生産性を低下させるものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでハラスメント防止要綱等に基づく相談窓口の設置や管理職及びハラスメント防止推進員を対象とした研修などを実施し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

本委員会は、昨年度、「仕事に対する性差の影響について～無意識の決めつけ・偏見の存在～」についてアンケートを実施した。このアンケートでは、職員が広く性差についての認識を持ち、無意識の決めつけや偏見を低減し、職員が性差の別なく能力を発揮できる職場づくりを進めることをねらいとした。

今年度は「ハラスメントのない職場づくりについてのアンケート」を実施したところ、仕事上のコミュニケーションやハラスメント防止対策について、職位や年代による意識の違いが見られた。

この意識の違いに対し職員一人一人の自覚を促していくことも、無自覚なハラスメントをなくしていくために重要であり、本アンケートのねらいでもあったところである。

ハラスメントでは被害者と加害者の認識のズレがあり、「加害」の意識がないままハラスメント行為を行ってしまうケースがある。このため、職員一人一人が、個々人の認識の違いがハラスメントのリスク要因となることを理解することが重要である。その上で、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような実践的研修などの取組が求められる。

(5) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

職員には、公務員としての高い職業倫理が求められるにもかかわらず、わいせつ行為、不適切な事務処理などの不祥事が依然として発生している。

県民の信頼を裏切ることのないよう、公務の内外を問わず埼玉県職員

としての自覚と誇りをもち、自らを律することが肝要である。

任命権者においては、全ての職員に公務員倫理に基づく意識とそれに伴う行動が徹底されることを目指して、再発防止のための研修など様々な対策を行っているが、なお不祥事が起きている現状を踏まえ、より実効性のある取組を進めていく必要がある。

◆「ハラスメントのない職場づくりについてのアンケート」調査結果

私たち職員は、県民の豊かでより良い生活を実現するために働いており、その目的のためには、県の職場環境が良好であることが重要である。

多くのハラスメントは、最初は誰かのちょっとした言葉や態度といった人的要素がきっかけとなるものだが、加えて、職場環境が良好でないときはハラスメントが生じやすくなる傾向がある。

私たちの職場における人的要素や職場環境の中にハラスメントにつながるものがないか、現状を把握するため知事部局職員に対するアンケートを実施した。

1 職場環境に対する意識

職場における良好なコミュニケーションは、ハラスメントのない職場づくりのために重要である。あいさつ、明るい雰囲気など日常的なコミュニケーションにおいては肯定的な回答が9割前後、仕事の進め方など業務上のコミュニケーションにおいては8割台とおおむね良好な結果だった。設問により程度は違うが職位による肯定率の違いが見られ、いずれの設問においても管理職の肯定率が最も高かった。

仕事配分の公平感については肯定率が約62%であり、主査級、主任及び主事・技師において5割台と低い。年代によっても差異がみられ、一定の不満足層の存在がうかがえた。

職場における立場や責任が異なる中で、認識が異なることは当然であって、違いを自覚することがハラスメントのない職場づくりの第一歩であるかもしれない。自由記述においては、「世代間の認識の違いがコミュニケーションを難しくしている」との意見があった。

2 職場のハラスメント防止対策について

「職場でハラスメントの防止に取り組んでいる」と肯定した職員の割合は約73%であった。職場でのハラスメント防止対策を実施する立場にある管理職の肯定率が9割を超えていたのに対し、それ以外の職位の肯定率は6～7割台と低かった。自由記述においては、「ハラスメント事例の紹介による注意喚起」などについて提案があり、現在の取組をさらに充実させていく必要があるものとする。

また、「職場のハラスメントで困ったときは防止推進員に相談しよう」と思っている職員の割合は約62%であった。自由記述においては、「直属の上司によるハラスメントの場合は、職場内の防止推進員には相談しにくい」、「県庁外部などの第三者的な相談窓口があると良い」との意見があった。職員がハラスメントについて、秘密が守られ、安心して相談できるように配慮することが必要である。

3 ハラスメントと職員の指導育成について

「上司は、部下等を注意すべき場面で、注意をしていないことが多い」と思っている職員が約25%あった。自由記述においては、「業務上の指導がハラスメントと受け止められてしまい難しさを感じる」との意見があった。職員の育成が損なわれることのないよう、職位や年代を超えてハラスメントに対する正しい認識が共有されるようなきめ細かな取組が必要である。

4 ハラスメントのない職場づくりに向けて

あいさつなど日常的なコミュニケーション及び仕事の進め方など業務上のコミュニケーションについては、肯定的な回答が多く、おおむね良好な職場環境であることがうかがえた。

多くの設問において、職位や年代による認識の違いが見られた。この認識

の違いに対し、職員一人一人の自覚を促していくことは、無自覚なハラスメントをなくしていくために重要であり、本アンケートのねらいでもあったところである。

ハラスメントでは被害者と加害者の認識にズレがあり、「加害」の意識がないままハラスメント行為を行ってしまうケースがある。このため、職員一人一人が、個々人の認識の違いがハラスメントのリスク要因となることを理解することが重要である。その上で、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような実践的研修などの取組が求められる。

職員が働きやすく高いモチベーションをもって公務を遂行できる職場環境づくりに向け、各職員及び各職場において、このアンケートを参考にしてほしい。

※ 調査結果の詳細については、埼玉県人事委員会ホームページに掲載

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

参 考 資 料

令和元年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第1 職員の給与

平成31年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第3表 給料表別平均給与月額等	3
第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その1 行政職給料表	5
その2 公安職給料表	8
その3 研究職給料表	11
その4 医療職給料表(1)	12
その5 医療職給料表(2)	13
その6 医療職給料表(3)	15
その7 教育職給料表(1)	18
その8 教育職給料表(2)	20
その9 学校栄養職給料表	22
その10 事務職給料表	23
第5表 扶養手当の支給状況	26
第6表 住居手当の支給状況	26
第7表 管理職手当の支給状況	27
第8表 単身赴任手当の支給状況	27
第9表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その1 フルタイム勤務職員	28
その2 短時間勤務職員	28

第2 民間の給与等

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要	29
第10表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第12表 職種別にみた給与額等	
その1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その2 その他の職種	33
第13表 初任給の改定状況	35
第14表 給与改定の状況	35
第15表 定期昇給の実施状況	35
第16表 定期昇給制度の状況	36
第17表 家族手当の支給状況	36
第18表 住宅手当の支給状況	37
第19表 特別給の支給状況	37
第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	38

第3 人事院勧告

第21表 人事院による報告及び勧告の概要	39
----------------------	----

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法(平成31年4月)	41
第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)	42

第5 労働経済指標

第23表 労働経済指標	43
-------------	----

第 1 職員の給与

平成31年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成31年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、平成31年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

平成31年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

平成31年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

（参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	8,339人	76.7%	7.2%	16.0%	0.1%	65.8%	34.2%
公安職給料表	11,656	40.8	5.3	53.9	—	89.1	10.9
研究職給料表	290	96.5	1.4	2.1	—	76.9	23.1
医療職給料表(1)	53	100.0	—	—	—	84.9	15.1
医療職給料表(2)	342	84.5	15.2	0.3	—	35.7	64.3
医療職給料表(3)	216	53.7	45.8	0.5	—	10.2	89.8
教育職給料表(1)	10,177	94.9	3.0	2.1	—	58.4	41.6
教育職給料表(2)	21,827	92.0	8.0	0.0	—	44.9	55.1
学校栄養職給料表	61	27.9	72.1	—	—	8.2	91.8
事務職給料表	1,005	47.7	14.9	37.4	—	43.8	56.2
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	53,967	78.1	6.7	15.2	0.0	60.2	39.8

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分 給与種目	平成31年4月	平成30年4月
給料	330,369円	333,466円
扶養手当	7,755	8,069
地域手当	34,768	35,103
住居手当	5,516	5,281
管理職手当	9,129	9,102
その他の手当	11	15
平均給与月額	387,548	391,036

職員数	8,131人	8,091人
平均年齢	42.8歳	43.2歳
平均経過年数	20.6年	21.1年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,339	42.3	20.1	326,850	7,565
公安職	11,656	37.5	16.8	324,281	11,088
研究職	290	42.2	19.0	355,521	9,779
医療職(1)	53	46.6	21.9	467,943	9,528
医療職(2)	342	41.0	17.8	328,180	4,756
医療職(3)	216	42.2	19.5	337,695	4,532
教育職(1)	10,177	42.3	19.7	367,507	7,070
教育職(2)	21,827	39.4	16.7	346,052	5,940
学校栄養職	61	42.3	21.2	332,100	1,770
事務職	1,005	38.7	17.5	300,382	4,823
特定任期付職員	1				
全給料表	53,967	40.0	17.8	341,593	7,501

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円 34,374	円 5,445	円 8,901	円 11	円 383,146
33,730	4,492	1,805	139	375,535
37,491	6,396	9,254	0	418,441
84,282	6,392	49,289	230,653	848,087
33,708	5,894	4,139	0	376,677
34,401	5,212	1,783	0	383,623
37,755	6,520	2,875	7,682	429,409
35,738	6,552	6,115	5,180	405,577
33,387	3,384	0	0	370,641
30,520	6,661	0	0	342,386
35,414	5,918	4,912	3,802	399,140

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										4
2										4
3										4
4							1			3
5										
6										1
7										
8										
9	11									
10										
11	1	166	1							
12		12								
13	13	36							2	
14		10							2	
15		196					2		4	
16	1	13		2					4	
17	21	34	5						1	
18		18	7	1					1	
19	3	114	73							
20		16	17	1						
21	16	47	45	4						
22		18	14	6						
23	3	76	53	5						
24	1	26	44	5						
25	14	155	30	4						
26		30	27	4				2		
27	6	58	50	4			1			
28	1	22	26	6				8		
29	170	118	52	9			2	5		
30	4	24	17	5			4	9		
31	12	47	46	11			7	17		
32	10	21	18	6			4	8		
33	184	14	43	8	1		8	4		
34	8	8	31	14	2		40	12		
35	21	6	32	8			21	6		
36	15	7	21	7	5		10	1		
37	201	6	26	15	2		34	1		
38	7	4	17	13	4		13			
39	28	6	22	6	1		8			
40	14	5	19	10	7		13	1		
41	13		30	13	3		7	2		
42	4		18	16	3		4	1		
43	4	9	27	11	4		15			
44	7	1	18	14	4		15			
45	6	4	26	27	5		8	2		
46	5		15	11	5		11			
47	6	1	15	24	9		5			
48	8	1	12	8	3		6			
49	5	1	27	8	2	1	10			
50	5		8	20	1	5	2			
51	6	1	22	24	8	7	5			
52	4		7	19	9	27	3			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	7	2	19	25	6	76	6			
54		1	17	16	4	40	2			
55		2	21	17	15	56	4			
56	2	1	14	12	9	34	3			
57	4		14	21	16	28	2			
58	1		4	14	14	33	5			
59		1	11	22	13	59	4			
60	2		11	20	8	24	2			
61			16	27	19	12	51			
62	1	1	12	13	13	14				
63	2		12	36	19	26				
64			9	16	13	15				
65			11	42	18	15				
66	1		11	36	25	10				
67			9	78	17	14				
68			7	38	13	8				
69	1		10	50	24	4				
70			12	35	20	5				
71			11	33	18	10				
72	1	1	7	39	29	3				
73			20	46	34	6				
74	1		12	49	13	2				
75	1		13	48	14	4				
76			7	44	19	2				
77			10	65	25	5				
78			7	59	22	2				
79	1		11	54	16	10				
80			12	50	6	9				
81	1		4	66	10	18				
82		1	4	49	3	10				
83			5	40	13	43				
84	1		3	49	19	15				
85			3	47	29	118				
86			1	41	12					
87				41	13					
88			3	26	13					
89			2	27	50					
90			1	20	26					
91			1	78	47					
92			1	46	29					
93	1		1	669	228					
94			1							
95			1							
96			1							
97										
98										
99			2							
100			1							
101										
102										
103			1							
104										
105										
106										
107			1							
108										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			1							
111										
112										
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 866	人 1,341	人 1,330	人 2,553	人 1,032	人 770	人 338	人 79	人 14	人 16
平均 給料月額	円 194,271	円 228,645	円 293,527	円 370,081	円 387,086	円 405,053	円 435,362	円 461,542	円 499,200	円 526,538
人員総計	人 8,339	平均 給料月額	円 326,232							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5				1					
6									
7									
8									
9				1					
10									
11									
12									
13	72								
14	15								
15	98	5		1					
16	13	10							
17	128	285	7						
18	11	2							
19	26	23	30						
20	10	44							1
21	151	260	14						
22	6	13	6						
23	22	50	149		1				
24	6	25	5						
25	12	239	74	2	2				
26	7	12	14						
27	5	43	154	3	9				
28	5	32	21		2				
29	4	172	84	41	7	1			
30	1	23	20	6	4				
31	3	53	104	68	16	2			
32	6	32	26	19	11	1			14
33	5	42	78	69	23				8
34	2	12	40	29	5	2			3
35	1	17	146	82	32	2		1	8
36	3	12	50	23	11	2			4
37	2	18	88	86	29	5			1
38		16	40	22	12	1			2
39		17	123	114	37	3			1
40	2	11	32	41	10	2			
41	2	11	97	104	35		1		3
42		9	38	37	11	8	1		1
43	2	7	136	86	34	5	1		2
44		9	41	26	20	4	1		1
45	1	13	68	110	38	2	3	2	8
46		4	24	36	25	4	2		
47	1	7	80	93	24	9	3	26	
48		4	15	36	17	5	3	9	
49		4	55	114	22	5	3	10	
50		2	27	43	22	4	4	7	
51	1		70	88	30	7	3	11	
52		1	25	45	20	6	2	3	
53		1	41	109	29	7	11	10	
54		2	24	45	23	1	10	5	
55		2	48	87	31	5	31	4	
56		1	20	49	25	1	14	4	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58		3	52	96	41	5	17	3	
59	1	1	20	53	14	1	6	6	
60		1	43	88	30	6	8	6	
61		1	10	63	17	6	8	5	
62			32	100	18	5	14	34	
63		2	17	44	17	3	8		
64			24	89	38	3	14		
65			10	59	24		5		
66			30	93	27	6	17		
67			17	51	21	2	8		
68			24	75	31	5	8		
69			10	36	15	1	6		
70			21	74	50	1	3		
71		1	5	38	21	5	4		
72			20	54	31	9	7		
73			10	34	32	5	4		
74			8	41	68	5	8		
75			2	37	17	5	6		
76			44	30	2	2	6		
77		1	27	38	12	5	5		
78			2	28	51	4	4		
79			2	22	21	7	3		
80			27	23	7	7	6		
81			26	34	13	5	5		
82			27	24	5	17			
83			26	28	15	4			
84			30	19	79	6			
85			20	13	20	7			
86			24	26	33	81			
87		1	19	19	10				
88			26	13	39				
89			18	27	4				
90			39	16	12				
91			9	18	15				
92			23	9	20				
93			18	8	2				
94			2	25	121	63			
95			10						
96			32						
97			12						
98			22						
99			11						
100			33						
101			10						
102			24						
103			13						
104			24						
105			8						
106			22						
107			19						
108			17						
109			16						
110			16						
111			23						
112			21						
			33						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114				18					
115				20					
116				7					
117				18					
118				10					
119				28					
120				11					
121				25					
122				17					
123				42					
124				21					
125				34					
126				279					
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 624	人 1,554	人 2,476	人 4,215	人 1,667	人 529	人 388	人 146	人 57
平均 給料月額	円 201,735	円 231,453	円 271,991	円 349,954	円 396,996	円 418,843	円 435,949	円 452,533	円 472,153
人員総計	人 11,656	平均 給料月額	円 324,259						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			4	2	
2						66			1		
3						67			2		
4						68			1	1	
5		2				69			1		
6						70				1	
7		1				71			3	1	
8						72			2	1	
9		3				73			4		
10						74					
11			3			75			1	1	
12						76			1		
13		6	1			77			2	1	
14						78					
15			1			79			4		
16			1			80			1		
17		7	1			81			3		
18						82			2		
19			2			83			1		
20		1	1			84			3		
21		5	3			85			4		
22			1			86					
23		2	2			87			3		
24			2			88			3		
25		10	2			89			47		
26		1				90					
27		1	2			91					
28						92					
29		5	2			93					
30		1	1			94					
31		4	2			95					
32		1	2		1	96					
33		4	4		1	97					
34		3				98					
35		2	2			99					
36			2			100					
37		3	1			101					
38		1	1			102					
39			1			103					
40		1	1			104					
41		1	4			105					
42						106					
43			3			107					
44			2			108					
45			2			109					
46			1			110					
47			1	8		111					
48				2		112					
49				2		113					
50						114					
51			2	8		115					
52			2			116					
53		1		2		117					
54			2			118					
55			2	3		119					
56			2	2		120					
57			3			121					
58			3	1		人員計	人	人	人	人	人
59			1	1		0	67	172	49	2	
60		1	2	3		平均	円	円	円	円	円
61			1	2		給料月額	0	251,322	375,109	424,576	469,750
62			1			人員総計	人	平均	円		
63			2	5		290	給料月額	355,521			
64			2	2							

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21	2			
22				
23				
24			1	
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32			1	
33				
34				
35	1	1		
36				
37	1			
38				
39				
40		1		
41	2	1	1	
42				
43				
44				
45	1			
46				
47				1
48				1
49			1	1
50				
51			1	
52		1		
53		1		1
54				1
55		1		
56				1

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人	人	人	人
58				
59				
60				
61				
62				
63			1	
64				
65		1		1
66				
67			1	
68				
69			1	
70				
71				
72		1	2	
73			1	
74				
75				
76				
77				
78			2	
79		1		
80				
81		1	1	
82			1	
83				
84			1	
85				
86				
87				
88		1		
89			1	
90				
91		1		
92				
93				
94		1		
95				
96				
97		2		
人員計	人 14	人 15	人 17	人 7
平均 給料月額	円 318,500	円 466,067	円 516,665	円 561,100
人員総計	人 53	平均 給料月額	円 455,868	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3			4					
4								
5		2						
6								
7			14					
8								
9		1	1					
10								
11			16					
12								
13		1						1
14			3					
15			7		3			
16			1					
17		9	1		5			
18					2			
19			8		1			
20								
21			2		6			
22			2		1			
23			7		4			
24					4			
25			2		3			
26					3			
27			2		4			
28					3		2	
29		2			2			
30			3		2		1	
31			2		3		2	
32		1			3			
33					1	1		
34							1	
35					4	1		
36		1			3	1		
37		1			3			
38						3		
39					1			
40					4	2		
41					4	1		
42					1	1		
43		1			2	1		
44					3	2	2	
45		1			1	1		
46					1			
47					2	2	1	
48							3	
49						1		
50					2	1		
51						1		
52		1			1	1	2	
53					1	1	1	
54						1		
55				1		2	3	
56							4	
57							3	
58						1	1	
59							1	
60						1	2	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					1	2		
62						2		
63					3	1		
64					1	5		
65					1	20		
66					1			
67					3			
68					2			
69					2			
70					2			
71					3			
72					1			
73					3			
74								
75					3			
76					1			
77					1			
78					5			
79					2			
80					1			
81					4			
82								
83					3			
84					2			
85	1				30			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 1	人 21	人 75	人 84	人 101	人 53	人 6	人 1
平均 給料月額	円 244,500	円 220,281	円 241,955	円 293,093	円 378,060	円 404,425	円 429,050	円 467,100
人員総計	人 342	平均 給料月額	円 322,505					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

給 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			8				
4							
5			1				
6							
7			5				
8							
9			1				
10							
11			2				
12							
13		3	2				
14							
15		4	2				
16							
17		1	2				
18							
19		4	1				
20			2				
21		1	5				
22							
23							
24							
25			4				
26							
27			1				
28				1			
29							
30			1				
31			3				
32							
33			1				
34				1			
35		1	6	1			
36			4				
37			2	1	1		
38			1				
39		1	6	1			
40			2	1	1		
41			1	1			
42			1				
43			1				1
44				1			1
45		1					1
46				2			1
47			1	1			
48					3		2
49				1			1
50							
51				2			
52				1	1		1
53				1			
54							1
55			1				
56				1			
57				1	2		
58				2			
59				1			
60				2			

給号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人
61						1	2	
62					2	1		
63					2			
64					1	1		
65						1	1	
66						1		
67			1					
68								
69						1	3	
70					1			
71						3		
72					2	1		
73					3	1		
74						1		
75				1		2		
76						2		
77						2		
78						3		
79						2		
80						3		
81					1	3		
82						1		
83						3		
84						3		
85								
86						3		
87				1		2		
88						2		
89						2		
90						3		
91						1		
92						7		
93						16		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計		人 0	人 17	人 69	人 35	人 80	人 15	人 0
平均 給料月額		円 0	円 227,541	円 268,984	円 331,734	円 385,659	円 420,527	円 0
人員総計		人 216	平均 給料月額	円 329,627				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		49	1		2
2						58	1	45	1		2
3						59	4	109	3		5
4						60	1	40	4		1
5		114				61	3	52	2		6
6						62		51	2		5
7		8				63	7	86			
8		5				64	1	41	6		3
9		155				65	2	48	3		7
10						66	3	41	1		2
11		15				67	1	77	2		8
12		16				68	1	45	4		3
13	1	194				69	2	39	1		8
14		4				70		46			7
15		23				71	2	54	3		6
16		18				72	2	46	4		9
17		106				73	1	40	1		10
18		6				74	2	51	3		6
19		151				75	2	36	1		5
20		22				76		43	7		10
21	1	82				77	1	47	4		12
22		20				78	3	37	1		6
23		157				79	1	31	1		15
24		33				80	1	41			7
25		122			1	81		35			8
26		34				82	4	43	1		14
27	1	148				83	3	53			14
28		42				84	2	51	2		11
29		79				85	4	51	1		9
30		45				86	2	46	3		12
31		189				87	1	53	8		11
32	1	36			1	88		47	3		8
33	2	73			6	89	3	48	2		9
34		57			27	90	1	40	1		5
35		200			25	91	4	56	1		8
36	2	35			9	92		45	3		2
37	1	66			10	93	2	28			
38		48			11	94		34			
39	2	211			14	95	1	50	1		
40	1	29	1	1	9	96	4	47	2		
41	1	67		1	8	97	3	38			
42	1	48		1	7	98	2	39	1		
43		168	2		8	99	3	56	1		
44	1	8	1		3	100	4	53			
45	1	38	1	1	8	101	3	38			
46		24	1		7	102	2	41			
47	2	60			5	103	1	51			
48	1	18	1	1	5	104	2	53			
49	1	42	2		5	105	2	36			
50	1	57		1	3	106	2	34			
51	1	130		3	3	107	1	28			
52		40	1	2	1	108	3	48			
53	2	47	4	3		109	3	36			
54	1	63		3	1	110	1	40			
55	4	133	2	1		111	1	35			
56		42	1	2		112	4	33			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113	1	32			
114	1	44			
115	3	28			
116	4	40			
117	1	38			
118	3	51			
119	4	25			
120	2	31			
121	1	32			
122		70			
123	2	43			
124	6	53			
125	1	62			
126	2	44			
127	1	54			
128	1	71			
129	3	61			
130	6	91			
131		156			
132	1	141			
133	1	224			
134		255			
135	1	261			
136		291			
137		361			
138		352			
139	1	283			
140		77			
141		13			
142		18			
143		5			
144		4			
145					
146					
147	1	1			
148					
149		15			
150					
151					
152					
153	1				
人員計	人 186	人 9,436	人 102	人 276	人 177
平均 給料月額	円 288,180	円 346,207	円 400,779	円 447,556	円 474,923
人員総計	人 10,177	平均 給料月額 円 350,681			

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		64	12	5	
2						58		49	12	6	
3						59		123	17	10	
4						60		65	17	11	
5						61		128	13	6	
6						62		149	11	8	
7						63		426	17	9	
8						64		69	13	5	
9						65		143	9	8	
10						66		141	10	9	
11						67		388	11	10	
12						68		83	14	15	
13						69		161	7	14	
14						70		120	7	6	
15						71		341	10	16	
16						72		90	11	11	
17		432				73		130	8	13	
18						74		133	9	14	
19		5				75		204	7	14	
20		16			5	76		159	6	15	
21		475			14	77		128	5	28	
22		4			25	78		101	6	18	
23		20			64	79		155	7	27	
24		18			77	80		120	5	41	
25		621			79	81		136	8	39	
26		5			64	82		116	7	34	
27		40			67	83		101	11	46	
28		35			38	84		104	6	51	
29		235			63	85		126	6	54	
30		20			57	86		134	9	46	
31		461			43	87		97	6	36	
32		57	1		28	88		85	4	45	
33		243			36	89		114	4	46	
34		37	1		37	90		123	5	36	
35		466			22	91		75	5	22	
36		76	2		28	92		73	3	24	
37		208	4		24	93		92	3	36	
38		67			25	94		101	9	26	
39		554	8		15	95		115	7	26	
40		65	6		14	96		127	2	37	
41		184	10		10	97		98	6	32	
42		93	3		23	98		104		18	
43		574	7		19	99		109	4	20	
44		74	7		28	100		119	2	21	
45		151	7		22	101		82	1	13	
46		117	5		25	102		102		11	
47		614	6	1	30	103		90		13	
48		62	3		15	104		83		8	
49		151	16	1	11	105		65		5	
50		140	18	1	9	106		70		4	
51		554	9	2	2	107		79		2	
52		75	13	2	6	108		77			
53		152	16	1	2	109		82			
54		136	7	5		110		73			
55		484	3	6		111		64			
56		36	11	5		112		74			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		77			
114		69			
115		51			
116		80			
117		48			
118		57			
119		49			
120		68			
121		53			
122		67			
123		56			
124		47			
125		49			
126		68			
127		53			
128		40			
129		50			
130		55			
131		45			
132		80			
133		89			
134		77			
135		85			
136		86			
137		96			
138		86			
139		114			
140		120			
141		129			
142		139			
143		219			
144		233			
145		275			
146		338			
147		329			
148		290			
149		287			
150		268			
151		162			
152		65			
153		1			
154		4			
155		1			
156					
157					
158		1			
159					
160					
161		18			
人員計	人 0	人 19,191	人 515	人 1,094	人 1,027
平均 給料月額	円 0	円 321,219	円 383,383	円 418,069	円 444,818
人員総計	人 21,827	平均 給料月額	円 333,356		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15				1	
16					
17					
18			1		
19			1	1	
20					
21				1	
22					
23				1	
24					
25			3	3	
26					
27				1	
28				1	
29				1	
30				1	
31				3	
32					
33				1	
34					
35				4	
36					
37					
38					2
39				2	1
40					
41				1	
42					
43				1	
44				1	
45				1	
46					
47				1	
48					
49					
50					
51				1	
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					2

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61	人	人	人	人	人
62					3
63					1
64					
65					
66					
67					
68					
69					1
70					
71					1
72					
73					
74					
75					1
76					1
77					
78					1
79					1
80					1
81					
82					
83					
84					
85					13
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 0	人 5	人 27	人 29
平均 給料月額	円 0	円 0	円 251,000	円 295,559	円 380,103
人員総計	人 61	平均 給料月額	円 332,100		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	8					
10						
11		16				
12		3				
13	8	13				
14		1				
15	1	11		1		
16		2		1		
17	15	13	1			
18			2	1		
19		8	34	2		
20		3	1			
21	14	7	7	1		
22			6	3		
23	1	7	29	1		
24	1	6	2	5		
25	14	19	17	4		
26	1	1	4	2		
27	1	10	14	3		
28		2	3	3		
29	9	27	8	2		
30		4	9	4		
31	7	4	11	3		
32	2	3	3	13		
33	10	4	5	3		
34	1		5	4		
35	12	1	4	1		
36			2	4		
37	18		1	3		
38	3		7	4		
39	14	2	4			
40	1		8	6		
41	3		5	1		
42			2	6		
43			3			
44			2	3		
45	1		1	2		
46			3	2	1	
47			2	1	1	
48	3		1	3		
49	1		1	2		
50				5	2	
51				1	1	3
52	1			2	2	9
53	2		2			14
54			1	4	3	27
55			1	2	1	53
56	1		1	6	3	29

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
57			1	1		3
58			1	2		4
59			1	1		
60				5	5	
61				2		
62			2	4	4	
63				2	2	
64			3	2	8	
65				2		
66				2	2	
67				4	1	
68				6	3	
69				4	1	
70					6	
71			1	2	5	
72				7	3	
73				3	4	
74					4	
75				1	3	
76			2	5	3	
77				1		
78				3	1	
79				1	2	
80					3	
81				3	1	
82				2	7	
83				2	3	
84				1	1	
85			1		6	
86					2	
87					2	
88					1	
89				1	4	
90					5	
91					2	
92					5	
93				1	22	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 153	人 167	人 224	人 184	人 135	人 142
平均 給料月額	円 185,873	円 228,887	円 277,298	円 346,404	円 387,402	円 401,890
人員総計	人 1,005	平均 給料月額	円 300,382			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		20,397 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	10,726
	子	28,894
	うち特定期間にある子	7,716
	父 母 等	1,209
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		19,847 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は6,500円(行政職給料表8級以上及びこれに相当する職務の級は3,500円)、子は1人につき10,000円、父母等は1人につき6,500円(行政職給料表8級以上及びこれに相当する職務の級は3,500円)である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		12,111 人
手当月額27,000円未満の受給者		2,244
手当月額27,000円の受給者		9,867
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,370 円

(注) 現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長				
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事 務 長		
警 察 本 部		参 事 官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席				
受 給 者	34	1,339	383	1,884	7	50	126	3,823	69,341

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	53	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	57	30,842

(注) 「100～300」は、「100 k m以上300 k m未満」を意味する（他の交通距離において同じ。）。

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	270		81	109	33	24	12	6	2	3	
公安職給料表	64				26	10	27	1			
研究職給料表	22			20	2						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	13			4	2	2	5				
医療職給料表(3)	3			2		1					
教育職給料表(1)	699		681		18						
教育職給料表(2)	1,158		1,127			31					
学校栄養職給料表	4				4						
事務職給料表	51		17	34							
給料表計	2,284										
60歳	826										
61歳	648										
62歳	373										
63歳	249										
64歳	188										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ)。
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ)。

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	204		168	36							
公安職給料表	0										
研究職給料表	10		10								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	14			14							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	654		638		16						
教育職給料表(2)	469		469								
学校栄養職給料表	2			2							
事務職給料表	0										
給料表計	1,354										
60歳	211										
61歳	246										
62歳	311										
63歳	325										
64歳	261										

第2 民間の給与等

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
2,273事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から487事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は18,393人であり、うち行政職相当職種が16,666人（初任給関係971人、初任給関係以外15,695人）、その他の職種が1,727人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は124,876人であり、このうち、行政職相当職種は97,438人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	421	187	165	69
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	17	6	7	4
製 造 業	202	72	97	33
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	68	37	22	9
卸 売 業 , 小 売 業	28	16	6	6
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	22	13	8	1
教 育 , 学 習 支 援 業、 医療、福祉、サービス業	84	43	25	16

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が61所あった。
 2 調査対象事業所487所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた482所に占める調査完了事業所421所の割合(調査完了率)は、87.3%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ)。
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	206,667 円	208,375 円	204,949 円	194,248 円
	短 大 卒	175,764	180,631	171,112	162,517
	高 校 卒	168,365	169,445	165,850	158,360
新 卒 技 術 者	大 学 卒	209,281	210,292	205,690	210,802
	短 大 卒	192,819	192,043	198,218	189,804
	高 校 卒	171,553	168,952	175,509	165,972
新 卒 事 務 員・ 技 術 者 計	大 学 卒	207,942	209,323	205,282	203,619
	短 大 卒	182,305	185,679	177,589	172,942
	高 校 卒	169,235	169,359	170,173	162,974

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	69	52.9	709,982	571	709,411	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	997	52.7	652,967	3,221	649,746	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	301	52.0	585,930	2,327	583,603	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	2,036	49.3	558,759	9,630	549,129	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	558人	47.2歳	528,204円	50,384円	477,820円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の間に位置付けられる者)	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模500人以上 行政職 5、6 級 企業規模100人以上 500人未満 行政職 4 級 企業規模100人未満 行政職 4 級
	係 長	1,976人	45.1歳	465,849円	61,967円	403,882円	係の長及び係長級専門職	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模500人以上 行政職 3、4 級 企業規模100人以上 500人未満 行政職 3 級 企業規模100人未満 行政職 3 級
	主 任	2,229人	41.3歳	415,408円	65,124円	350,284円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3、4 級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級) 企業規模100人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	係 員	7,529人	36.2歳	335,487円	44,591円	290,896円		行政職 1 級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 臨時手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
研 究 所 長	2	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研 究 部(課)長	56	52.8	673,707	6,404	667,303	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室(係)長	79	47.4	638,706	5,164	633,542	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	105	46.8	505,423	42,635	462,788	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研 究 員	219	39.4	415,916	49,595	366,321	
研 究 補 助 員	68	31.1	335,332	44,205	291,127	
医 病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	2	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	2	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	3	33.8	992,970	98,333	894,637	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成31年4月分平均支給額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま つて 支 給 す る 給 与 (A)	お し ら せ 給 与 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	7	53.9	478,041	25,345	452,696	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	29	41.8	364,931	22,283	342,648	
	診 療 放射線技師	56	38.2	365,662	43,215	322,447	
	臨 床 検 査 技 師	56	36.5	302,033	35,251	266,782	
	栄 養 士	32	35.2	273,509	12,865	260,644	
	理 学 療 法 士	98	34.4	326,909	16,566	310,343	
	作 業 療 法 士	64	34.1	301,037	9,670	291,367	
総 看 護 師 長	6	56.2	581,798	0	581,798	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	99	45.7	433,149	40,683	392,466	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	242	41.3	376,160	55,713	320,447		
准 看 護 師	96	46.2	372,030	54,073	317,957		

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	26.3	(30.8)	
高 校 卒	12.4	(34.2)	(63.1)	(2.7)	87.6	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベースアップ
		実 施	中 止		の慣行なし
係 員		36.3	8.9	0.2	54.6
課 長 級		27.5	10.9	—	61.6

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
					増 額	減 額		
係 員		92.9	92.7	26.7	6.9	59.1	0.2	7.1
課 長 級		82.6	82.1	21.3	4.6	56.2	0.5	17.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係員	38.5	85.3	39.7
課長級	35.8	85.5	38.7

(注) 定期昇給制度がある事業所を100とした割合で、複数回答である。

第17表 家族手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	
家族手当制度がある	81.4 %	
配偶者に家族手当を支給する	(86.6 %)	
子に家族手当を支給する	(99.3 %)	
家族手当制度がない	18.6 %	
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,212 円
	配偶者と子1人	18,525 円
	配偶者と子2人	24,711 円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	59.0 %
支 給 し な い	41.0 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	28,000円 以上 29,000円 未満

第19表 特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	381,660 円
	上半期 (A ₂)	383,251 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	860,437 円
	上半期 (B ₂)	861,801 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.25 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.25 月分
年 間 の 平 均	4.50 月分	

(注) 1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。
 2 年間の平均は、特別給の支給月数を0.05月単位で改定しているため、それに合わせて端数処理した月数を記載している。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
57.3	42.7	51.9	48.1	51.0	49.0

第3 人事院勧告

第21表 人事院による報告及び勧告の概要

I 民間給与との比較																
月例給	公務と民間の4月分の給与額を比較 ○ 民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳] [俸給 344円 はね返し分(注) 43円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分															
ボーナス	昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較 ○ 民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数 4.45月)															
II 給与改定の内容と考え方																
<月例給> 1 俸給表 (1) 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%) (2) その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)																
2 住居手当 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円) 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置																
<ボーナス> 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分 → 4.50月分 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度 期末手当</td> <td>1.30月(支給済み)</td> <td>1.30月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月(支給済み)</td> <td>0.975月(現行0.925月)</td> </tr> <tr> <td>2年度 期末手当</td> <td>1.30月</td> <td>1.30月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.95月</td> <td>0.95月</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	令和元年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)	勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)	2年度 期末手当	1.30月	1.30月	以降 勤勉手当	0.95月	0.95月
	6月期	12月期														
令和元年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)														
勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)														
2年度 期末手当	1.30月	1.30月														
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月														
[実施時期] ・ 月例給：平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日) ・ ボーナス：法律の公布日																
3 給与制度における今後の課題 職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討																

Ⅲ 公務員人事管理に関する報告

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（平成31年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成31年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（全国・勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、平成31年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

（参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	30,360	47,840	59,230	70,620	82,010
住 居 関 係 費	41,290	33,130	35,680	38,230	40,780
被 服 ・ 履 物 費	3,840	10,830	12,040	13,240	14,450
雑 費 I	44,070	39,100	66,430	93,750	121,080
雑 費 II	6,130	14,370	17,460	20,540	23,630
計	125,690	145,270	190,840	236,380	281,950

第5 労働経済指標

第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	① きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				② 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)						③ 所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成29年度	259.8	2.9	294.1	0.4	239.3	2.9	—	269.0	0.6	—	20.5	25.2
平成30年度	267.4	2.9	296.0	0.6	245.4	2.6	—	270.7	0.6	—	21.9	25.3
平成30年4月	273.2	5.3	298.5	0.2	250.4	4.9	34.2	272.4	0.3	24.8	22.8	26.1
5月	266.2	4.8	294.5	0.8	245.0	4.3	33.6	269.9	0.8	24.9	21.2	24.6
6月	268.5	5.6	296.8	0.8	246.2	4.9	33.8	271.8	0.6	24.9	22.4	25.0
7月	267.3	3.5	296.4	0.8	244.7	2.5	33.5	271.4	0.6	25.1	22.6	25.0
8月	265.0	3.5	295.5	1.1	243.7	2.9	34.2	270.8	1.1	25.0	21.3	24.7
9月	267.7	3.9	295.5	0.5	246.8	3.7	33.7	271.2	0.6	25.0	20.8	24.3
10月	266.8	3.4	298.3	1.1	245.8	3.6	34.6	272.6	1.1	25.2	21.0	25.7
11月	268.1	4.0	298.7	1.4	246.5	3.8	34.2	272.2	1.3	25.2	21.7	26.5
12月	267.2	2.1	297.6	0.9	244.6	1.9	34.4	271.5	1.0	25.3	22.7	26.1
平成31年1月	264.6	△ 0.1	291.9	0.0	242.7	△ 0.3	34.2	267.1	△ 0.1	25.8	21.9	24.8
2月	264.4	△ 0.9	292.8	0.3	242.2	△ 1.4	34.2	267.6	0.2	26.0	22.3	25.2
3月	269.2	0.5	295.3	△ 0.1	246.8	0.3	34.5	269.7	△ 0.2	25.7	22.4	25.6
4月	268.3	△ 1.7	299.5	0.3	246.2	△ 1.7	34.4	273.4	0.3	25.2	22.1	26.1
令和元年5月	267.4	0.5	294.8	0.1	244.0	△ 0.4	34.7	269.4	△ 0.1	25.2	23.5	25.3

資料出所：①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」 ⑥総務省「家計調査」
⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」 ⑧日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 ①、②、⑦、⑧は平成27年平均＝100とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。
3 ①～⑤は平成30年1月以降、調査方法を変更している。
4 ①～⑤の全国の値は、「毎月勤労統計調査全国調査」で公表されている「再集計値」である。

④ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 所定外 労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消 費 支 出 (名 目)								⑦ 消費者物価指数 (総 合)		⑧ 国内企業 物価指数
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				(総 合)		
				さいたま市		全国		さいたま市		全国				
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	さいたま市 前年度比 前年同月比	全国 前年度比 前年同月比	
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
141.5	147.8	11.6	12.6	312.2	△ 2.0	284.6	1.3	352.9	0.5	313.0	1.2	0.7	0.7	2.7
143.2	146.8	12.2	12.5	318.3	2.0	289.0	1.6	346.5	△ 1.8	318.3	1.7	0.8	0.7	2.2
148.9	150.8	12.5	13.0	308.4	△ 19.4	294.4	△ 0.5	357.6	△ 32.3	335.0	1.5	0.6	0.6	2.2
142.1	146.5	11.8	12.4	343.3	31.4	281.3	△ 0.6	415.8	43.4	312.4	△ 0.9	0.3	0.7	2.7
150.5	152.5	12.7	12.4	308.4	16.7	267.6	△ 0.4	343.0	15.1	292.0	△ 1.6	0.6	0.7	2.9
147.0	150.8	12.4	12.4	321.2	11.0	283.4	1.5	349.3	14.9	310.0	0.4	1.0	0.9	3.1
138.6	145.9	11.1	11.8	328.9	17.1	292.5	4.3	369.3	9.2	319.9	6.1	1.4	1.3	3.1
141.9	143.3	12.2	12.2	287.7	1.4	271.3	0.9	317.6	△ 7.1	302.7	2.5	1.0	1.2	3.0
145.1	150.2	12.1	12.9	299.2	5.6	290.4	2.7	309.7	1.8	315.4	0.5	1.5	1.4	3.0
148.6	153.6	12.2	13.1	304.6	△ 3.2	281.0	1.3	318.0	△ 2.0	303.5	0.8	0.9	0.8	2.3
143.3	145.9	12.5	12.8	350.8	△ 0.2	329.3	2.2	361.1	△ 1.3	351.0	△ 0.3	0.2	0.3	1.4
133.1	136.6	12.1	12.1	329.7	1.7	296.3	2.3	358.8	12.9	325.8	2.6	0.6	0.2	0.5
139.7	142.1	12.1	12.5	307.3	△ 1.6	271.2	2.1	296.2	△ 16.5	302.8	4.7	0.5	0.2	0.9
139.1	144.1	12.1	12.8	330.3	△ 17.1	309.3	2.7	361.8	△ 22.6	348.9	4.2	0.6	0.5	1.3
143.5	148.7	12.2	13.1	347.0	12.5	301.1	2.3	373.5	4.5	337.2	0.7	0.8	0.9	1.3
135.4	141.4	11.7	12.4	345.3	0.6	300.9	7.0	376.1	△ 9.6	332.3	6.4	0.8	0.7	0.7



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」